

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です!

平成30年 **11月14日(水)**を
「**ノー残業デー**」にしませんか?

今日は
定時で
帰ろう!

チャレンジふくおか「働き方改革推進会議」では、
県内の企業・団体に「一斉ノー残業デー」の取組を呼びかけています



NO残業DAY

従来の働き方から新しい働き方へ



ノー残業デーは「働き方改革」の第一歩!

我が国は、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少し、人手不足等の問題が顕在化しています。

人材を確保し、持続的に経済活動を行っていくためには、一人ひとりの労働者がそれぞれの事情に応じて多様で柔軟な働き方ができるよう職場環境を整備するとともに、労働生産性の向上を図るための「働き方改革」に取り組むことが重要です。

ノー残業デーを設定することにより、“定時で終わるためにはどうしたらよいか”を考え、計画的な仕事の進め方を意識することが働き方の第一歩となります。

11月14日(水)の「県内一斉」の機会に、ぜひ「ノー残業デー」を実施していただき、また、企業独自の「ノー残業デー」の導入についてもご検討をお願いします。

チャレンジふくおか「働き方改革推進会議」

福岡県経営者協会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡銀行協会、
日本労働組合総連合会福岡県連合会、福岡県、経済産業省九州経済産業局、厚生労働省福岡労働局(順不同)

「ノー残業デー」実施に係るアンケートのお願い

次の事項にご回答いただき、福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課あてお送り下さい。

FAX(092-411-4895)

該当する箇所を○で囲んでください。

産 業	A農業, 林業 B漁業 C鉱業, 採石業, 砂利採取業 D建設業 E製造業 F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業, 郵便業 I卸売業, 小売業 J金融業, 保険業 K不動産業, 物品賃貸業 L学術研究, 専門・技術サービス業 M宿泊業, 飲食サービス業 N生活関連サービス業, 娯楽業 O教育, 学習支援業 P医療, 福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業(他に分類されないもの) S公務(他に分類されるものを除く) T分類不能の産業
	企業規模

設問1 御社では、「ノー残業デー」を導入(設定)していますか?

- ① はい ⇒ 設問2~設問4にお答えください。
② いいえ ⇒ 設問4へお進みください。

設問2 ノー残業デーを導入(設定)している場合、どのように設定されていますか?

(該当するものすべてに○印をつけてください。)

- ① 毎週水曜日 ② 毎週金曜日 ③ 毎月○日間等

(③の場合は、具体的にご記入ください。)

設問3 ノー残業デーの導入で、どのような効果・影響がありましたか?

(該当するものに○印をつけてください。)

- (1)労働時間 ①減った ②増えた ③変わらない
(2)仕事の効率性 ①よくなった ②わるくなった ③変わらない
(3)経営への影響 ①よくなった ②わるくなった ③変わらない

(4)その他 (ノー残業デー導入による効果や課題など、自由にご記入ください。)

設問4 11月14日(水)にノー残業デーを実施していただけますか?

- ① はい ⇒ アンケートは終了です。
② いいえ ⇒ 設問5にお進みください。

設問5 今回の県内一斉ノー残業デーを実施していただけない場合、その理由は何ですか?

(該当するものすべてに○印をつけてください。)

- ① ノー残業デーを別の日に設定している。 ② 普段から残業がない。
③ 全社一斉は困難なため、部署や曜日等で分ける。 ④ 必要性を感じない。
⑤ その他(以下にその理由を具体的にご記入ください。)

ご回答ありがとうございました。